

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年5月17日

静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴志

1 入札執行者

静岡県知事職務代理者 静岡県副知事 森 貴志

2 担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

電話番号 054 (221) 3713

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号 産マ第15号

(2) 業務名

令和6年度ふじのくにSDGs飲食店認証推進業務委託

(3) 業務概要

制度の県内普及のため、飲食店への制度の推進及び認証店舗の広報等の実施

4 業務委託期間

契約日から令和7年3月24日まで

5 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目について入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴

力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 6 入札者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認申請書等を令和6年5月22日（水）正午までに入札説明書の配布場所に提出しなければならない。

## 7 入札説明書等の配付期間、配付場所

### (1) 配付期間

令和6年5月17日（金）から令和6年5月21日（火）までの午前9時から午後5時まで

### (2) 配付場所

上記2に同じ

## 8 入札手続等

### (1) 入札執行日時

令和6年5月27日（月）午前10時

### (2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館8階経済産業部第3会議室

### (3) 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

### (4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (5) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した者の入札は無効とする。

### (7) 契約書作成の要否

## 要

### 9 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 説明会は行わない。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。
- (5) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。